

みやぎ生活協同組合石巻渡波店・薬王堂石巻渡波店の届出概要について

(法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 みやぎ生活協同組合, 株式会社薬王堂
- 2 届出年月日 平成30年6月20日
- 3 店舗の名称 みやぎ生活協同組合石巻渡波店・薬王堂石巻渡波店
- 4 店舗設置者 みやぎ生活協同組合 代表理事 宮本 弘
 仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2
 株式会社薬王堂 代表取締役 西郷 辰弘
 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地
- 5 店舗所在地 石巻市後生橋1-3
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称, 店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
みやぎ生活協同組合	955㎡	生鮮, 加工食品, 日用雑貨品, 衣料品等
株式会社薬王堂	1,005㎡	医薬品, 日用品, 家庭用品
石川 秀逸	23㎡	生花
合計	1,983㎡	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 平成31年2月21日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数 80台 (指針による必要台数: 71台)
- (2) 駐輪場の収容台数 34台 (指針による参考台数: 57台)
- (3) 荷さばき施設の面積 207.2㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 40.27m³ (指針による必要容量: 16.19m³)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 開店時刻及び閉店時刻 開店時刻: 8時45分 閉店時刻: 午後9時45分
- (2) 駐車場の利用時間帯 午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の出入口の数 2箇所
- (4) 荷さばき実施時間帯 午前6時から午後10時まで
- 10 事務手続き等
- ・公告年月日 平成30年7月4日
- ・縦覧期間 公告の日から平成30年11月5日まで

(公告の日から4か月間)

- ・地 元 説 明 会 平成30年 8月 1日
- ・大規模小売店舗立地専門委員会 平成30年 9月 5日
- ・市町村等からの意見書提出期限 平成30年11月 5日 (公告の日から4か月以内)
- ・県の意見の通知期限 平成31年 2月20日 (届出の日から8か月以内)

住民説明会の実施状況

開催日時	平成30年8月1日（水）午後7時から午後8時まで
開催場所	渡波公民館 会議室 石巻市渡波町二丁目6番31号
出席人数	3名

質問事項	回答内容
なし	なし

石巻市の意見について

意見内容	設定者の回答内容
1 環境保全上の意見について	
(1) 騒音に関する事項 早朝、夜間帯の来客車両、従業員車両、商品等搬出入車の騒音対策を講じること。特に近隣住宅地への対策は十分に講じること。	早朝、夜間帯の来客車両、従業員車両、商品等搬出入車の騒音対策を講じます。特に騒音予測結果を基に騒音を超過する近隣住宅地へは防音壁の設置の対策を講じます。また、開業後に苦情があった場合には速やかに状況を確認の上、必要な対策を講じます。 →県の意見は不要
(2) 振動に関する事項 届出書には振動に関する項目はないが、今回新たに設置する空調機室外機及び冷凍機室外機は原動機の定格出力によって、宮城県公害防止条例第35条第1項に規定する振動の特定施設に該当する場合がある。振動の特定施設について確認し、該当する場合は適切に市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。	宮城県公害防止条例第35条第1項に規定する振動の特定施設に該当する場合は適切に市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し、周辺環境への必要な対策を講じます。 →県の意見は不要
(3) 光害に関する事項 屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅に対する配慮を十分行い、適切な光害対策を講じること。	屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅に対する配慮を十分行い、適切な光害対策を講じます。 →県の意見は不要
(4) その他の事項 近隣住民等から苦情があった場合は、誠意をもって速やかに解決すること。 近隣住宅地の生活環境及び農地に悪影響等が確認された場合には、早急かつ適切に対応すること。 事業内容及び公害防止措置等について、近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に行うこと（立地後の問題発生を未然に防止するためにも近隣住民から理解を得ることが不可欠である）。 また、新たに薬王堂側に設置する荷捌き場及び搬出入口付近は、既存人家に非常に密接しており、先に示した項目に関して十分に注意を払い、対策を徹底すること。	近隣住宅地の生活環境及び農地に悪影響等があった場合や、近隣住民等から苦情があった場合には、速やかに状況を確認の上、必要な対策を講じます。 また、新たに薬王堂側に設置する荷捌き場付近の既存人家へは個別でのご説明を実施致します。なお、開業後に苦情があった場合には速やかに状況を確認の上、必要な対策を講じます。 →県の意見は不要
2 教育委員会の意見について	
届出のあった店舗は、石巻市立万石浦小学校及び同中学校の学区内であり、日頃から周辺の交通量は多い状態であったが、東日本大震災後は他の	誘導員の配置については実際の状況を確認しながらご要望も踏まえ検討してまいります。また、当該計画においては、小中学校の登下校への安全も考

<p>商業施設が減少したことから、これまで以上に買い物客が訪れるようになり交通量は年々増加している地区である。</p> <p>石巻市立万石浦小学校及び同中学校では、日頃から登下校における安全指導を徹底し、計画的に職員が巡回するなど実態をつかみながら具体的に児童生徒に指導を行っているが、今回届出のあった施設の出店により、ますます交通量の増加が予想され、登下校中の児童生徒の交通事故の発生が憂慮される。</p> <p>このことから、同駐車場出入り口付近の誘導員の配置及び同店周辺の交通安全対策について最善の配慮を希望する。</p>	<p>慮し、店舗周辺の生活道路に来退店車両が極力進入しないよう、出入口前面道路に右折ポケットを設置し駐車場への右折入庫を可能とするハード面の対策も計画させていただきました。引き続き交通安全対策について配慮してまいります。</p> <p>→県の意見は不要</p>
--	--

地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届出者	みやぎ生活協同組合、株式会社薬王堂	
届出年月日	平成30年6月20日	
店舗名称	みやぎ生活協同組合石巻渡波店・薬王堂石巻渡波店	
所在地	石巻市後生橋1-3	
市町村の意見	あり	なし
地域住民等の意見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交通関係	あり	なし
騒音関係	あり	なし
廃棄物関係	あり	なし
その他	—	
意見案	県の意見はなし	
附帯意見案	店舗が面する道路は通学路に指定されていることから、車両出入口付近の歩行者の安全確保について十分に配慮願います。	